

平成 25 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 イメージ情報開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 代永 衛
(コード番号 3803)
問 合 せ 先 執行役員経営管理室長 佐藤 将夫
(TEL:03-5217-7811)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年7月30日開催の取締役会において、株式分割の実施、および単元株式数の変更ならびに定款の一部変更について決議いたしましたので、下記とおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに1単元の株式の数を100株とする単元株制度の採用を行います。

同時に、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的として、株主の所有普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- ①株式分割前の発行済株式総数 8,900株
- ②今回の分割により増加する株式数 1,771,100株
- ③株式分割後の発行済株式総数 1,780,000株
- ④株式分割後の発行可能株式総数 7,120,000株

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 平成25年9月13日(金)
- ②基準日 平成25年9月30日(月)
- ③効力発生日 平成25年10月1日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

上記「2.株式分割の概要」に記した株式分割の効力発生日をもって、単元株式数を100株といたします。

(2)新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考) 平成25年9月26日(木)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も100株に変更されることとなります。

3. 定款の一部変更について

(1)変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日(火)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2)変更の内容は次のとおりです。

(下線が変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,600株</u> とする。 (新設) 第7条～第46条(条文省略)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,120,000株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は100株とする。 第8条～第47条(現行どおり) 附則 <u>変更は、平成25年10月1日から効力を生ずるものとする。本附則は、効力発生日をもって、削除する。</u>

以 上